



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成27年 1月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(砂防課)

規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年 1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第1号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成13年新潟県規則第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(住所等の変更の届出)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定による特定開発行為の許可を受けた者(第8条第2項の規定による届出をした者を含む。以下「特定開発行為者」という。)は、住所又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)に変更があつたときは、その変更の日から7日以内に別記第2号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(協議の手続)</p> <p>第5条 法第15条に規定する協議は、<u>法第11条第1項</u>に規定する許可申請の手続の例により行うものとする。</p> <p>(変更許可の申請)</p> <p>第6条 法第17条第2項に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>(軽微な変更等の届出)</p> <p>第7条 法第17条第3項の規定による変更の届出は、別記第5号様式により行うものとする。</p> <p>第4号様式(第6条関係) 特定開発行為変更許可申請書 (略) 下記のとおり特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。 (略)</p> <p>第5号様式(第7条関係) 軽微な変更等届出書 (略) 下記のとおり土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項ただし書に該当する変更をしたので、同条第3項の</p>	<p>(住所等の変更の届出)</p> <p>第3条 法第9条第1項の規定による特定開発行為の許可を受けた者(第8条第2項の規定による届出をした者を含む。以下「特定開発行為者」という。)は、住所又は氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)に変更があつたときは、その変更の日から7日以内に別記第2号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(協議の手続)</p> <p>第5条 法第14条に規定する協議は、<u>法第10条第1項</u>に規定する許可申請の手続の例により行うものとする。</p> <p>(変更許可の申請)</p> <p>第6条 法第16条第2項に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>(軽微な変更等の届出)</p> <p>第7条 法第16条第3項の規定による変更の届出は、別記第5号様式により行うものとする。</p> <p>第4号様式(第6条関係) 特定開発行為変更許可申請書 (略) 下記のとおり特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。 (略)</p> <p>第5号様式(第7条関係) 軽微な変更等届出書 (略) 下記のとおり土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項ただし書に該当する変更をしたので、同条第3項の</p>

規定により届け出ます。
(略)

規定により届け出ます。
(略)

(新潟県事務委任規則の一部改正)

第2条 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(516) (略)</p> <p>(517) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第4条第2項の規定により、関係のある市町村の長に通知するとともに、公表すること。</p> <p>(518) (略)</p> <p>(519) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。</p> <p>(519)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長に公示された事項を記載した図書を送付すること。</p> <p>(520) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。</p> <p>(520)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長に公示された事項を記載した図書を送付すること。</p> <p>(521) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による特定開発行為の許可をすること。</p> <p>(522) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定による着手の届出を受理すること。</p> <p>(523) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第2項の規定により、必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>(524) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第15条(同法第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による国又は地方公共団体の協議を受けること。</p> <p>(525) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可をすること。</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(516) (略)</p> <p>(517) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第4条第2項の規定により、関係のある市町村の長に通知すること。</p> <p>(518) (略)</p> <p>(519) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。</p> <p>(519)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長に公示された事項を記載した図書を送付すること。</p> <p>(520) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長の意見を聴くこと。</p> <p>(520)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、関係のある市町村の長に公示された事項を記載した図書を送付すること。</p> <p>(521) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定による特定開発行為の許可をすること。</p> <p>(522) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第13条第1項の規定による着手の届出を受理すること。</p> <p>(523) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第13条第2項の規定により、必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>(524) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条(同法第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定による国又は地方公共団体の協議を受けること。</p> <p>(525) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可をすること。</p>

- (526) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定による変更の届出を受理すること。
- (527) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条の規定により、完了の届出の受理、完了検査、検査済証の交付及び完了の公告をすること。
- (528) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定による廃止の届出を受理すること。
- (529) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第1項の規定により、監督処分をすること。
- (530) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第2項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること。
- (531) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第3項の規定により、公示すること。
- (532) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第22条第1項の規定により、立入検査をすること。
- (533) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第23条の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。
- (534) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定により、必要な措置をとることを勧告すること。
- (534)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条第1項の規定により、緊急調査を行うこと。
- (534)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条第2項の規定により、緊急調査を終了すること。
- (534)の4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第30条第1項の規定により、他人の土地の立入り又は一時使用をすること。
- (534)の5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第31条第1項の規定により、土砂災害緊急情報を、関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずること。
- (534)の6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第31条第2項の規定により、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、関係のある市町村の長に提供すること。
- (535)～(544) (略)

- (526) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定による変更の届出を受理すること。
- (527) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条の規定により、完了の届出の受理、完了検査、検査済証の交付及び完了の公告をすること。
- (528) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第19条の規定による廃止の届出を受理すること。
- (529) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条第1項の規定により、監督処分をすること。
- (530) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条第2項の規定により、あらかじめ公告して必要な措置を行い、又は行わせること。
- (531) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条第3項の規定により、公示すること。
- (532) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第1項の規定により、立入検査をすること。
- (533) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第22条の規定により、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。
- (534) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定により、必要な措置をとることを勧告すること。
- (534)の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定により、緊急調査を行うこと。
- (534)の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第2項の規定により、緊急調査を終了すること。
- (534)の4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第28条第1項の規定により、他人の土地の立入り又は一時使用をすること。
- (534)の5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第29条第1項の規定により、土砂災害緊急情報を、関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずること。
- (534)の6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第29条第2項の規定により、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、関係のある市町村の長に提供すること。
- (535)～(544) (略)

2～10 (略)

2～10 (略)

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(敷地に係る調査書) 第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。 (1)～(10) (略) (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) <u>第9条第1項</u> に規定する土砂災害特別警戒区域の指定の有無	(敷地に係る調査書) 第6条 知事又は建築主事は、条例第30条第1項第1号から第3号まで、第6号、第8号、第11号から第43号まで及び第46号から第56号までに規定する指定等の申請又は通知があつたときは、当該申請又は通知に係る敷地について、次に掲げる事項を記載した調査書を作成するものとする。 (1)～(10) (略) (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) <u>第8条第1項</u> に規定する土砂災害特別警戒区域の指定の有無

附 則

この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第109号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。